

会議録

会議の名称	令和4年度 第1回上尾市上下水道事業審議会			
開催日時	令和4年7月21日(木) 午後1時15分から			
開催場所	上下水道部庁舎 3階 大会議室			
議長(会長・副会長)氏名	作山 康(会長)、長沢 純(副会長)			
出席者(委員)氏名	田島 純、小川 明仁、戸口 佐一、長沢 純、浦和 三郎、飯田 裕之、内田 栄作、松本 武、作山 康、小宮山 栄、内田 富美代、藤倉 良夫、染谷 明			
欠席者(委員)氏名	吉原 恵美子、武藤 昭夫			
事務局 (庶務担当)	上下水道部: 新井 一頼(部長)、石島 努(次長) 経営総務課: 町田 明子(課長)、島田 俊宏(副主幹)、磯崎 優実(主査) 林 健太郎(主任) 業務課: 千葉 浩(課長) 水道施設課: 奥隅 雄一(課長)、田口 修(主幹)、宮田 幸雄(主幹) 中村 智洋(主幹)、打木 秀和(主査) 下水道施設課: 内堀 真人(課長)、梅澤 宏(主幹)、堀江 芳一(副主幹) 遠山 貴洋(主査)			
会事議項	1 議題	2 会議結果		
	(1) 上尾市水道事業ビジョンの見直しについて	別紙のとおり		
議事の経過	別紙のとおり	傍聴者数 1名		
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度第1回上尾市上下水道事業審議会次第 ・令和4年度第1回上尾市上下水道事業審議会席次表 ・上尾市上下水道事業審議会委員名簿 ・議題1 上尾市水道事業ビジョンの見直しについて ・報告1 東部浄水場着水井・混和池更新工事について ・報告2 上下水道部庁舎敷地内工事について ・報告3 北部浄水場着水井・混和池更新工事実施設計業務について ・報告4 管路耐震化について ・報告5 上尾市公共下水道ストックマネジメント計画について ・報告6 上尾市下水道総合地震対策計画について ・報告7 上尾市下水道施設耐水化計画について 			
議事のてん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。				
令和4年9月9日				
議長(委員長・会長)の署名 <u>作山康</u>				
議長に代わる者の署名 _____ (議長が欠けたときのみ)				

議事の経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
司会 (梅澤主幹)	ただいまから、上尾市上下水道事業審議会を始めさせていただきます。 開会にあたりまして、作山会長より、ご挨拶を賜りたいと存じます。
作山会長	《会長挨拶》
司会 (梅澤主幹)	ありがとうございました。 続きまして、「上尾市水道事業ビジョンの見直しについて」上下水道部長から作山会長へ質問をいたします。
事務局 (新井上下水道部長)	《会長へ質問書を提出》 ※市長欠席のため、上下水道部長から会長へ提出。
司会 (梅澤主幹)	それでは、上下水道部長からご挨拶を申し上げます。
事務局 (新井上下水道部長)	《上下水道部長挨拶》
司会 (梅澤主幹)	では、今年度最初の審議会ですので、お配りしております上下水道事業審議会席次表の順に皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。 初めに作山会長、長沢副会長、続いて田島委員さんから内田栄作委員さん、松本委員さんから染谷委員さんの順にお願いします。
委員	《自己紹介》
司会 (梅澤主幹)	ありがとうございました。 続きまして、事務局側も自己紹介をさせていただきます。
事務局	《自己紹介》
司会 (梅澤主幹)	それでは、議事に移らせていただきます。 《資料確認》 はじめに、資料の確認をお願いします。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度第1回上尾市上下水道事業審議会次第 ・令和4年度第1回上尾市上下水道事業審議会席次表 ・上尾市上下水道事業審議会委員名簿 ・議題1 上尾市水道事業ビジョンの見直しについて ・報告1 「東部浄水場着水井・混和池更新工事について」から 報告4 「管路耐震化について」まで ・報告5 上尾市公共下水道ストックマネジメント計画について ・報告6 上尾市下水道総合地震対策計画について ・報告7 上尾市下水道施設耐水化計画について <p>資料は以上8点です。不足はございませんでしょうか。</p> <p>《定数報告》</p> <p>では、本日の出席者についてご報告させていただきます。</p> <p>上尾市上下水道事業審議会条例第6条第2項の規定により、「審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない」とされております。委員総数15名のうち、本日の審議会には13名の出席をいただいておりますので、会議の開催要件を満たしていることをご報告いたします。</p>

司会 (梅澤主幹)	それでは、議事に入りますが、作山会長に議長として議事進行をお願いします。 作山会長、よろしくお願ひします。
議長 (作山会長)	それでは、議事を進行させていただきます。 皆さまのご協力をお願ひします。 『会議録署名人指名』 初めに、会議録署名人を指名させていただきます。小川委員、染谷委員のお二人にお願いします。 『傍聴人確認』 事務局に確認しますが、本日傍聴希望者はおりますか。
事務局 (町田 経営 総務課長)	傍聴希望者 1名おります。
議長 (作山会長)	本日、傍聴希望者が 1名おります。今回は、非公開とする案件はありませんので傍聴を許可したいと思いますが、委員の皆さまよろしいでしょうか。
委員	異議なし
議長 (作山会長)	それでは、傍聴を許可したいと思います。 事務局は、傍聴者を案内してください。
事務局 (磯崎主査)	『傍聴者案内』
議長 (作山会長)	それでは、「議題 1 上尾市水道事業ビジョンの見直しについて」事務局から説明をお願いします。
事務局 (町田 経営 総務課長、島田副主幹)	『議題 1 上尾市水道事業ビジョンの見直しについて 説明』
議長 (作山会長)	事務局からの説明が終わりました。この件につきまして、何かご意見・ご質問はございますか。
田島委員	2点質問があります。 1点目は、説明の要旨についてですが、法定耐用年数に基づいた更新ではなく、実使用年数や資産の状態に基づいて柔軟に更新を行っていくという認識でよろしいでしょうか。 2点目は、P.8 の管路耐震化について、重要給水施設管路の耐震化は約 20 年後に完了することでしたが、重要給水施設の中にもさらに細かく優先順位を付けてしているのでしょうか。
経営総務課 (島田副主幹)	1点目のご質問につきましては、第1段階として法定耐用年数に基づいた検討を行いましたが、第2段階として実使用年数に基づく検討を行いました。さらに、上尾市では資産の更新についての計画がございますので、第3段階として、これら計画に基づき、資産ごとの重要度や優先度を反映させた検討を行い、これを採用しております。 2点目のご質問につきましては、重要給水施設の中にも優先順位を付けて計画しております。
水道施設課 (打木主査)	ただいまの回答に補足いたします。 重要給水施設管路の優先順位については、古い管路や市内全体のバランスを見て、年度ごとに箇所付けをして進めてございます。

議長 (作山会長)	ちなみに、法定耐用年数と更新基準年数はそれぞれ何年でしょうか。
水道施設課 (打木主査)	管路の法定耐用年数は40年と定められております。管路の更新基準年数は、管種によって60年から100年として計画を立てております。
議長 (作山会長)	法定耐用年数は40年となっていますが、技術の発展や埋設状況により、実際には40年以上もつものが多いように思われます。 法定耐用年数で更新すると費用負担が大きいため、実使用年数や計画に基づいた提案を説明いただいたものと思います。 他にご意見ご質問ございますでしょうか。
浦和委員	今後の上尾市の人団と世帯数における課題と、資産を更新するための事業計画はどのように関連付けて検討していくのでしょうか。
経営総務課 (島田副本幹)	今回、管路と施設の更新についての検討を行いましたので、この検討結果を基に投資・財政計画を作成する段階で、給水収益に係る人口や世帯数の予測を行ってまいります。
浦和委員	人口や世帯数の将来的な減少による施設のダウンサイジングに関する計画などはないのでしょうか。
水道施設課 (田口主幹)	現在稼働している全ての施設について、過大に作られているものは更新時に適正な規模に縮小する計画であります。
議長 (作山会長)	人口減少は全体が縮小していくのではなくて、所々に穴が開いていくように変化するため、管路もある程度は必要であると思われます。 規模の縮小だけではなく、ストックを生かし費用を抑えた更新方法の検討など、ミクロの部分でご説明いただけだと良かったかと思います。
水道施設課 (田口主幹)	管路の更新について、現在は古い管と新しい管を交換する方法を採用しておりますが、水道新聞でも新しい技術が取りざたされておりますので、費用対効果を考慮して今後の更新方法を決めていきたいと思います。
議長 (作山会長)	最近の技術では、既設の管の内側に新たな管を入れる方法などがあります。施工方法についてはケースバイケースですが、いずれにしても、単純にすべてを交換による更新とせずに検討を進めていただければと思います。 他にご意見ご質問ございますでしょうか。
小宮山委員	2点質問があります。 1点目は、P.3の検討条件の設定条件についてです。第1段階の検討条件について、「法定耐用年数に基づいた更新需要」としているにも関わらず健全度の条件設定を「更新を行わない場合」としているのはなぜでしょうか。 2点目は、P.5の管路の更新需要についてです。第3段階の事業計画に基づく更新需要総額がかなり少なくなっていますが、対象としている管路の延長はどの段階もすべて同じということでおろしいでしょうか。
経営総務課 (島田副本幹)	1点目にご質問にいただきました、更新を行わない場合の健全度という表現についてですが、これは法定耐用年数を経過しても更新を行わなかつた場合にどの程度健全度があるかというものです。 2点目のご質問についてですが、対象とする管路は第1段階から第3段階まですべて同じです。ただし、第3段階の事業計画では各年度の上限額を設定しているため一定の更新需要となっております。

小宮山委員	では、P. 7 の管路の健全度について、第2段階の更新基準年数では 72.2% となっていますが、第3段階の事業計画は費用を抑えた分、安定性には劣るということになるのでしょうか。
水道施設課 (田口主幹)	第2段階の推移のとおり、更新基準年数で更新を行うことができれば一定の健全度は保てますが、更新に係る費用が膨大になるため、水道事業の財政規模を考慮すると、事業計画に基づいた第3段階の推移となります。ここで、法定耐用年数を経過した管路のリスクを懸念されることと存じますが、法定耐用年数を経過したからと言ってすぐに壊れてしまうというものではありません。現在、管路更新工事の際には、取り出した古い管路の状況を確認しておりますが、継続使用に十分耐え得る状態のものが多くございます。 従いまして、更新をするのではなく延命をしながら事業を進めていきたいと考えております。
議長 (作山会長)	P. 7 の管路の健全度は、第3段階では 30.8% となっていますが、これらが一体どのような数値であるのか、管路の健全度の定義についてもう少しご説明いただきたいと思います。
水道施設課 (田口主幹)	検討結果としては更新基準年数まで管路を使用する方針としましたが、P. 7 の管路の健全度は、更新基準年数よりも期間の短い法定耐用年数を基に算出した数値となっているため、第3段階の健全度が 30.8% まで落ち込んでおります。
議長 (作山会長)	健全度の検討の中で、法定耐用年数を基にした数値は 30.8% と算出されていましたが、この健全度が実質的な管路の安全性と結びつくものではないという補足説明が必要な内容であったと思います。
水道施設課 (田口主幹)	資料に記載されている健全度は法定耐用年数が基になっておりますが、更新基準年数を基に健全度を算出した場合は 57.3% となります。
議長 (作山会長)	更新基準年数を基にした健全度の 57.3% という数値は、一定の安全性が保たれている数値という認識でよろしいでしょうか。
水道施設課 (田口主幹)	そのとおりでございます。
議長 (作山会長)	では、他にご意見ご質問ございますでしょうか。
内田栄作委員	管路の耐震化について、耐震管はどの程度の揺れを想定して作られているのでしょうか。
水道施設課 (打木主査)	現在採用している耐震管は、東日本大震災と同規模の震災にも充分耐えられる仕様となってございます。
議長 (作山会長)	他にご意見ご質問ございますでしょうか。
戸口委員	P. 7 の健全度について、先ほどの説明ではこの数値が管路の安全性と直接結びつくものではないとのことでしたが、では、どのような意図でこの健全度を示しているのでしょうか。
水道施設課 (田口主幹)	先ほどご説明しましたとおり、P. 7 は法定耐用年数を分母とした健全度となっており、100% に近ければ近いほど良いものでございます。更新基準年数に基づいて更新を行う第2段階の検討では、健全度は 70% 台を維持できるものの、更新に係る費用が膨大となつたため、水道事業の財政状況を考慮した、事業計画ベースの第3段階の健全度について合わせて表記しているものでございます。

議長 (作山会長)	健全度という値は、一般的に定義されているものなのでしょうか。
水道施設課 (田口主幹)	健全度は、一般的に定義づけられているものでございます。
議長 (作山会長)	これまでの説明では、健全度と資産の安全性の意味合いが混同しているように感じます。第3段階の検討の中で、一般的に定義づけされた健全度を試算すると30.8%になりますが、これは法定耐用年数に基づくものであって、実使用年数を考慮すると資産の安全性は保てるという認識でよろしいでしょうか。
水道施設課 (田口主幹)	そのとおりでございます。
議長 (作山会長)	他にご意見ご質問ござりますでしょうか。
内田富美代委員	管路の耐震化について説明がありましたが、検討の中には管路の耐震化だけでなく、老朽化した管路の更新も含まれているのでしょうか。
水道施設課 (打木主査)	基本的な管路更新の考え方につきましては、老朽化した管路を更新する際に併せて耐震化も行うというものでございます。
議長 (作山会長)	他にご意見ご質問ござりますでしょうか。
小宮山委員	管路の更新基準年数は具体的には何年になるのでしょうか。
水道施設課 (打木主査)	耐震管といわれる管種を使用した場合の更新基準年数は、100年を設定しております。このほか、通常のダクタイル鋳鉄管と呼ばれるものを使用した場合の更新基準年数は85年を設定しております。
小宮山委員	実績として100年を経過した管路は無いと思われますが、更新基準年数の設定は、メーカーの試験結果等を基に行っているのでしょうか。
水道施設課 (打木主査)	メーカーの試験結果や厚生労働省の報告書等を参考に設定しております。
議長 (作山会長)	説明を聞いている中で、必ずしも法定耐用年数に基づいた更新を行う必要性はないと理解しました。では、通常だと法定耐用年数は減価償却など会計上の処理のために用いられることが多いと思いますが、今回の説明の中ではどのようなものとして捉えたらよいでしょうか。
水道施設課 (宮田主幹)	法定耐用年数については、地方公営企業法に規定された会計上の年数となりますので、実状としましては先ほど申し上げましたとおり管種により85年、100年を目標に今後の計画を進めてまいりたいところでございます。
議長 (作山会長)	法定耐用年数は資産の耐久年数ではなく、あくまでも会計上の用語で、法定耐用年数では40年とされているものもが40年で壊れるというものではないということですね。
上下水道部 (新井部長)	先ほどから、健全度について不明確な部分があったことと存じますが、会長からもご説明いただいたとおり、法定耐用年数は資産の償却のために規定されたものでございまして、配水管で申し上げますと、材質や口径、埋設状況等は考慮されず、全て40年とされており、実際の消耗の具合とはかけ離れております。しかしながら、国が示す検討方法においては、この法定耐用年を用いた健全度を試算することとされており、実際の安全性とは異なる指標になっておりますので、これについてより分かりやすい説明を次回ご用意させていただければと存じます。

議長 (作山会長)	<p>わかりました。では、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、「議題1 上尾市水道事業ビジョンの見直しについて」を終了します。</p> <p>以上で、本日の議題は全て終了いたしました。議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。これをもちまして、議長の任を解かせていただきます。</p>
司会 (梅澤主幹)	<p>ありがとうございました。議事は以上でございます。</p> <p>傍聴人の方につきましては、すでにご退席いただいているようですが、「次第5 報告・その他」に移ります。</p> <p>事務局から、報告事項が7点ございます。</p> <p>はじめに、「報告1 東部浄水場着水井・混和池更新工事について」から「報告4 管路耐震化について」まで続けてご報告いたします。</p>
事務局 (奥隅水道施設課長)	《「報告1 東部浄水場着水井・混和池更新工事について」から「報告4 管路耐震化について」まで報告》
司会 (梅澤主幹)	続きまして、「報告5 上尾市公共下水道ストックマネジメント計画について」から「報告7 上尾市下水道施設耐水化計画について」まで続けてご報告いたします。
事務局 (内堀下水道施設課長、堀江副主幹、遠山主査)	《「報告5 上尾市公共下水道ストックマネジメント計画について」から「報告7 上尾市下水道施設耐水化計画について」まで報告》
司会 (梅澤主幹)	報告事項は以上でございます。報告1から7までの内容についてご質問はございますでしょうか。
染谷委員	<p>報告1について質問です。</p> <p>東部浄水場着水井混和池更新工事の工期変更について報告がありましたが、請負金額の変更は生じるのでしょうか。</p>
事務局 (奥隅水道施設課長)	工期の変更のみですので、請負金額に変更は生じません。
戸口委員	<p>公共下水道について2点質問があります。</p> <p>まず1点目ですが、上尾市における公共下水道の普及率は、現在どのくらいなのでしょうか。</p> <p>次に2点目ですが、市が整備する公共下水道と、個人宅や集合住宅との接続はどのようにになっているのでしょうか。</p>
事務局 (内堀下水道施設課長)	<p>1点目の質問についてですが、現在の上尾市における公共下水道の普及率は84%でございます。ただし、汚水処理のための公共下水道を整備する箇所につきましては、市街化区域のすべてとそこに隣接する一部の市街化調整区域となっておりますので、将来的にも普及率が100%となる予定はございません。</p> <p>次に2点目の接続についての質問ですが、下水道施設課では原則として、下水道管から民地に30センチまでの位置にお客様が下水道に接続のための取り付け管を設置しております。</p>
小川委員	<p>報告2の資料1について質問があります。</p> <p>計画図では配水池があった場所に倉庫が建っておりますが、すぐ脇を流れる芝川の氾濫を考慮した倉庫の底上げ等は検討されているのでしょうか。</p>

事務局 (奥隅水道施設課長)	上水道部庁舎の敷地内については、これまで芝川の氾濫による浸水の被害を受けたことがございませんので、現時点では倉庫の底上げ等は考えておりませんが、場合によってはそのような事態が起こりうることも踏まえて精査してまいります。
司会 (梅澤主幹)	それでは、ご質問が無いようですので「次第5 報告・その他」を終了させていただきます。 これで本日の議事、及び報告事項は、すべて終了いたしました。 では、閉会に当たりまして、長沢副会長より、ご挨拶を賜りたいと存じます。
長沢副会長	《副会長挨拶》
司会 (梅澤主幹)	ありがとうございました。 以上で、令和4年度 第1回 上尾市上下水道事業審議会を終了させていただきます。 なお、次回の審議会は、10月に開催を予定しておりますので、決まり次第、速やかに、ご連絡させていただきます。 本日は、お疲れさまでした。

以上のとおり、本審議会の議事の次第を記録し、本議事録は正確なることを証するため、署名する。

令和4年9月15日

議事録署名人

小川明仁

令和4年9月22日

議事録署名人

深谷明

